第159回大阪市ヘイトスピーチ審査会　議事要旨

１　日　　時　　令和８年８月19日（水）午前９時30分～正午
２　場　　所　　市役所本庁舎　４階第１・第２共通会議室
３　出 席 者
（１）大阪市ヘイトスピーチ審査会委員
小畑会長、興津委員、金井委員、松本委員、森委員
（２）大阪市職員
渡辺市民局理事、堀田市民局ダイバーシティ推進室長、村上市民局ダイバーシティ推進室多文化共生担当課長、西澤市民局ダイバーシティ推進室多文化共生担当課長代理、松田市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長
４　議　　題
（１） 第 158 回会議要旨の確認
（２） 継続案件の調査審議
５　議　　事
非公開で行った。
議題（１）第158回会議要旨の確認
〇第158回の会議要旨を確定した。
議題（２）継続案件の調査審議
〇継続案件のうち４件について、調査審議を行った。
〇４件のうち３件について、次回以降引き続き審議することとした。
〇案件番号「令４－職１」に係る表現活動について、次のとおり、一部については、条例第５条第１項各号に掲げる表現活動に該当するとともに、条例第２条第１項に規定するヘイトスピーチに該当し、残りについては、条例第５条第１項第１号に掲げる表現活動に該当するが、ヘイトスピーチには該当しないので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については会長に一任することとした。
・本件表現活動は、いずれも条例第５条第１項各号に該当する。
・本件表現活動のうち一部については、条例第２条第１項第１号ウに該当し、同項第２号アに該当するとともに、同項第３号に該当する。
・残りについては、条例第２条第１項第２号ア又はイのいずれにも該当しない。

以上